

伊勢市行財政改革大綱実施計画

平成18年9月

伊勢市

この実施計画は、平成18年6月に策定した伊勢市行財政改革大綱に基づき、平成18年度から平成21年度までの本市の行財政改革の具体的な取組みを示したものです。

行財政改革を推進するためには、目指すべき姿を明確にして、「何のために改革を行うのか」、「改革とはそもそも何か」を理解することが重要と考えます。

行財政改革大綱では、「地域間競争に生き残れる、自立した持続可能な自治体を目指すこと」、「『このまちに住んでよかった』と市民の皆さまが思えるまちづくりを目指すこと」を行財政改革の目的としています。

この目的を達成するために、現状を正しく把握し、課題を整理・分析して、どのような組織がいいのか、制度的には何ができていればいいのか、財政面ではどのような状態がいいのかといったことを考え、これまでの市役所の「意識」「仕組み」「行動」を改める計画を掲げています。

また、中長期的な視点から抜本的な変革が必要な課題については、引き続き議論を重ね、この実施計画を見直していきます。

一方、市役所の変革とともに、重要な課題としてそれぞれの地域における自治体制の確立があります。これは、自立し、責任を持った自治体を確立していくために欠かすことのできないものです。

このように、急いで取り組まなければならない課題が多く、市民の皆さまの協力なくしては解決することができないと考えます。

ぜひご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

行財政改革の取組みのキーワードを「自立」と定め、具体的な取組み内容を財政健全化、市役所改革、市民力活性化という項目ごとに整理しています。

1 財政健全化 ～財政的な「自立」～

市政を運営していくためには、財政の健全性を確保し、持続可能なものとして維持していかななくてはなりません。

財政需要は増大し、それに反し地方財政は厳しさを増しており、伊勢市の現状分析と中長期の財政見通しについて、市民と市役所が情報を共有し、行財政運営を行っていくことが重要です。

健全な行財政運営を行うには、次のことが前提として求められます。

- ・人口減少など、社会の構造的な変革への対応
- ・地方分権時代における基礎自治体としての役割の的確な把握
- ・自主・自立、自己決定・自己責任の原則に基づく財政規律の確立

伊勢市の財政基盤について、的確に現状を認識し、課題を抽出し、その解決策を定め取組んでいくことにより、持続的に安定した行財政運営が行えるような財政体質を作り上げます。

【財政指標の設定】

財政運営に規律を持たせ、健全性を確保していくため、中期的な収支を見通したうえで、財政指標の到達目標を設定します。

この目標達成に向けて、事務事業をより一層見直し、不要不急のものについては徹底的に削減し、市民生活に密着した事業を最優先としながら、緊急性や必要性、費用対効果などを十分考慮した事業選択を行うことで歳出の抑制を図ります。

また、すでに開始されている事業であっても、絶えずその効果を検証し、社会経済情勢の変化などに伴って時代に合わなくなった事業については、勇気を持って凍結・休止します。

【目標】

中期収支見通しを作成、公表します。これは、国の地方財政対策、社会経済情勢の変化等、地方財政を取り巻く環境変化に応じて、見直しや修正を行います。

- ・経常収支比率の到達目標

90%未満を目指します。(平成17年度の比率：同92.9%)

この比率が80%を超えると、財政構造の弾力性が失われつつある状態であるといわれていますが、本市の現状や、類似団体の状況(平成16年度：90.7%)から、当面の目標を90%とします。

・実質公債費比率の維持改善目標

平成17年度の比率15.4%を維持し、将来的に改善するよう努めます。

実質公債費比率は、地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い導入された新しい財政指標です。

この比率が18%以上になると、市債を発行するにあたり、今後の財政運営の計画を立て、財務省の許可を得ることが必要となります。

この比率が25%以上になると、一部の市債が発行できなくなります。

本市の状況は、決して安心できる値ではないことから、慎重に財政運営を行います。

・プライマリーバランス(基礎的な財政収支バランス)の到達目標

決算におけるプライマリーバランスの黒字化を目指します。

・財政調整基金残高の目標

プライマリーバランスの均衡が図れた時点での財政調整基金残高について、標準財政規模の5%以上を維持します。

・その他

収支の適正性、財政の弾力性、財政の安定性の視点から、各種財政指標等により、絶えず財務体質の分析を行い、健全な財政を目指します。

財政指標の到達目標等については、中・長期にわたる継続的な改善の取り組み目標とします。

【具体的な取組事項】

実施計画の内容については、後述いたしますが、その項目は次のとおりです。

印のものについては、重要事項と認識し取り組んでいきます。それ以外のものも日々改善を行っていきます。(以下、「2 市役所改革」、「3 市民力活性化」においても同様です。)

歳入の一層の確保に努めます

収納率の向上
受益者負担(使用料・手数料等)の適正化
広告収入の獲得
基金の効果的活用と効率的運用

歳出の可能な限りの削減を行います

事務事業の見直し
総人件費の削減
民間委託等の推進
公の施設の見直し、再編、廃止
補助金・負担金の見直し
第三セクターへの関与のあり方を見直し
伊勢市土地開発公社への関与のあり方を見直し

債務を整理していきます

適正な公債管理

財産の効率的・効果的運用を図ります

普通・行政財産の有効活用

以上の取組みにより財政効果額は、推計できるものとしては、4年間でおよそ26億3千万円です。(職員数削減による人件費削減額23億円、事業の見直し等による削減額3億3千万円。)

先に目標として掲げたプライマリーバランスの黒字化のためには、更なる財政効果をあげる必要があります。

この計画に掲げた取組みは、第一歩にすぎません。今後、さらに財政健全化への取組みを行います。

主な財政用語解説

・ 経常収支比率

市税などの毎年経常的に収入される一般財源が、人件費(職員給与など)や公債費(借金の返済)など毎年経常的に支出しなければならない経費にどのくらいの割合で使われているかを示す指標で、以下の計算式によって算出されます。

経常収支比率が低ければ財政構造が弾力的な状態であることを示し、社会情勢の変化などへの柔軟な対応が可能であると考えられます。逆に、経常収支比率が高ければ余裕資金が少なく、収入の大半を経常的経費に使っていかなければなりませんので、新たな事業展開をすることが困難になってしまいます。

都市にあっては75～80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

$$\text{経常収支比率(\%)} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源収入額} \times 100$$

・実質公債費比率

これまで、市債の発行(借金の借り入れ)には、県知事の許可が必要でしたが、平成 18 年度から、県知事への協議のみで自由に発行できるようになりました。しかしながら、地方債信用維持という観点から、この実質公債費比率が導入され、18%以上となる地方公共団体(財政状況が悪化している団体)については、引き続き許可を要することとされています。

以下の計算式によって算出されますが、簡単にいうと、標準財政規模に占める実質的な公債費(市債(借金)の返済額、公営企業債(下水道事業会計などの借金)の返済に充てた繰出金など)の割合(3年間の平均)のことです。

$$\text{実質公債費比率(\%)} = \{(A + B) - (C + D)\} / (E - D)$$

A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの

C : 元利償還金、準元利償還金に充てられる特定財源

D : 地方債に係る元利償還および準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E : 標準的な規模の収入の額(「標準財政規模」)

・プライマリーバランス

歳入から市債(借金の借入額)を、歳出から公債費(借金の返済額)をそれぞれ除いた基礎的な財政収支をいいます。

プライマリーバランスが黒字である場合は、行政サービスを市債に頼らない範囲で実施している状態にあることとなります。逆に、赤字である場合は、新たな借入が返済額を上回り、市債残高が増加する状態にあることとなります。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。

・標準財政規模

地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことで、以下の計算式によって算出されます。本市における平成 18 年度の標準財政規模は 25,634,321 千円となります。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} = & \{ \text{基準財政収入額} - (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金}) \} \times 100 / 75 \\ & + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} \\ & + \text{児童手当特例交付金} + \text{普通交付税} \end{aligned}$$

2 市役所改革 ～組織としての「自立」～

中央集権型の行政運営で、国や県に顔を向けて指示を待ち、他の自治体に目を向けて参考事例を探すような姿勢では自治は担えません。

これからの市役所は、地域づくりの政策主体となり、職員は政策能力を向上させ、自治の担い手として市民満足度を向上させるための知恵や工夫を発揮し、腕をふるい、汗をかきます。

【具体的な取組事項】

効率的な組織に見直します

限られた行政資源の中で、戦略や明確化された施策の実現、政策課題の解決に向けて、効率的、効果的に事業実施できる組織体制や仕組みを構築します。

経営戦略会議の意思決定機能の強化
行政経営システムの構築
職員数の適正化
組織の見直し
庁舎等施設の有効利用
電子入札の導入
行政情報システムの共同化
経営品質に関する評価基準の導入
法令遵守制度の確立
情報セキュリティ対策の推進
就学前の子どもに関する教育・保育の充実

意識、能力の高い職員を育成します

地方分権時代に求められる職員の資質は、現状を把握し分析する能力、高度な知識・技術、高い倫理性、そして一番重要なものとしてやる気など、多岐にわたります。

これらの資質を備えるために、職員は常に向上心、好奇心を持って、日々努力することが必要です。職場内においても、意識、能力の高い職員を育成するための研修制度等を構築します。また、職員の努力、成果に対する評価、処遇を明確にする制度を構築していきます。

人事制度の再構築
人材育成アクションプラン(研修・ステップアップデザイン・事業創造制度)の実施

改善の風土を根付かせます

前例踏襲や事なかれ主義を廃し、組織、職員が硬直化していかないような風土づくりが必要です。現状に満足したりせず、常に問題意識を持って日々の業務に取り組む風土を根付かせます。問題点を発見し、改善努力をすることが肝要であり、職員の問題意識や改善意識の向上を目指した取り組みを行います。

人材育成アクションプラン(業務改善制度・職員提案制度)の実施

3 市民力活性化 ～「自立」した地域～

厳しい財政事情に加え、多様化し増大する市民ニーズに対して、市役所がすべて対応できる時代ではなくなりました。

このため、これからは市役所だけでなく、市民自らが地域課題の解決に向け、身近な市民活動にこれまで以上に関わっていただくことが重要になってきます。

例えば、子どもを守るための防犯活動や、高齢者の見守り、災害時の救助活動などの安全・安心の分野においては、地域が重要な役割を果たすと考えられます。

地域経営を推進するにあたっては、市民と市役所が互いにサービスの受益者と提供者という考えを改め、力を出し合い、協働する関係にならなければなりません。

【具体的な取組事項】

行政情報の提供、住民との共有を目指します。

市民と市役所が力を出し合って協働していくには、相互に信頼関係を築くことが重要です。

そのための第一歩として、行政情報については原則的に公開をしていくこととし、市民と情報や課題の共有をし、議論できる素地をつくります。

原則公開のガイドラインの策定
組織の年次目標及び目標達成度の公表
ホームページの充実・情報量の拡大
ケーブルテレビの行政番組内容の充実

市民とともに考え行動します。

地域コミュニティの崩壊が叫ばれる今、これまで以上に人と人とのつながりを大切にし、市民の知恵や力がまちづくりに一層活かされ、住民自治を実感できる仕組みが必要になります。

そこで、市民と市役所が議論しながら、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどの一定の規範となる自治基本条例を策定します。

また、市民や自治会、NPO、ボランティア団体、企業など多種多様な主体と市役所が互いの違いを魅力と受け止めて、ともに活動していくには、協働の考え方や進め方などの理解を深め、共通認識を持つ必要があります。

市民と市役所で議論を重ね、協働のガイドラインの策定を行います。

さらに、地域課題の解決方法を地域住民が考え、地域資源を有効に活用していこうという地域経営の考え方を、市民や自治会、NPO、ボランティア団体、企業などと市役所が共有していけるように、地域経営の意識を醸成していきます。

自治基本条例の策定
膝詰め討論会の定期開催
地域経営意識の醸成
職員の市民活動への参加の推進
審議会等の設置・運営のガイドラインの策定
協働ガイドラインの策定

市民活動の自立を支援します。

市民が担う市民活動の主なものとして、緩やかなつながりにより構成され地域の様々な課題に対応する地縁型活動を行う自治会と、NPOやボランティアなどの有志により特定の課題や目的に対応するテーマ型活動を行う市民活動団体があります。

今後は、自治会と市民活動団体がその特性を活かし、協力しながら誇りを持って活動することで地域力の強化が図られ、豊かな地域社会の形成につながると考えます。

このためには、自治会と市民活動団体とが情報や意見を交換できるように、現在所管が分かれている市役所の組織を一元化し、お互いが連携できるような体制を整えます。

市役所の地域への関わり方としては、地域コミュニティが地域住民の自治により運営されるものであることを尊重し、アドバイザーの役割を担うものと考えます。

具体的には、地域担当者を設置するなどして、地域に出向き、行政情報を提供したり、地域の実情を知り課題を把握し、解決に向けアドバイスをしたりします。

また、自治会を中心とした地域活動に対しては、支援体制を整理し、有効な財政支援を行います。

市民活動団体については、あらゆる分野において市役所では行えない細やかなサービスや力強い行動を通して、伊勢市の発展を担い始めています。

しかし、資金面や活動の場の確保などの課題を抱えているものも多いのが現状であるため、その課題解消を手助けすることにより、自立を支援します。

地域活動支援
NPO等活動支援
地域活動・市民活動への施設提供